

定 款

株式会社システムインテグレータ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社システムインテグレータと称し、英文では System Integrator Corp. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、リースおよび保守
- (2) パッケージソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、リースおよび保守
- (3) コンピュータ関連機器の販売および保守
- (4) 事務合理化およびコンピュータ利用に関するコンサルティング
- (5) 各種マーケティング業務のコンサルティング
- (6) 通信システムによる情報の収集、処理、販売および情報提供サービス
- (7) 研修セミナーの実施
- (8) インターネットを利用した電子商取引に関するシステムの企画・開発及び電子市場の開設並びにこの運営業務
- (9) デジタルコンテンツ及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸、運営、管理及び保守
- (10) インターネット等のネットワークを利用した広告媒体の取扱業務
- (11) イベントの開催、運営及び広告媒体の取扱業務
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に記載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、31,232,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長になる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定め、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第 24 条 社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて配当をすることができる。

(剰余金の配当)

第44条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金配当等会社法第459条第1項各号の定める事項について、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。なお、配当金には利息をつけない。

(変更履歴)

1995年3月14日制定
2000年9月19日臨時株主総会にて変更
2000年10月26日臨時株主総会にて変更
2000年12月6日臨時株主総会にて変更
2002年5月15日定時株主総会にて変更
2003年5月14日定時株主総会にて変更
2006年7月3日臨時株主総会にて変更
2006年9月1日臨時株主総会にて変更
2008年5月27日定時株主総会にて変更
2009年5月26日定時株主総会にて変更
2011年5月26日定時株主総会にて変更
2012年8月16日取締役会にて変更
2013年5月27日定時株主総会にて変更
2013年7月9日臨時取締役会にて変更
2015年5月27日定時株主総会にて変更
2018年11月12日臨時取締役会にて変更
2020年5月26日定時株主総会にて変更
2022年5月24日定時株主総会にて変更
2023年5月24日定時株主総会にて変更